



創業者の新規出店を 支援します！

高松中央商店街 創業新規出店補助制度

令和7年 4/1 火 ▶ 令和8年 1/30 金

申請書を産業振興課窓口（市役所7階）に持参してください。（平日午前9時から午後5時まで）

補助上限額

50万円

補助率

1/4

※交付申請日において、特定創業支援等事業による支援を受けた者は、補助率及び補助額を引き上げることができます。

補助上限額

100万円

補助率

1/2

対象エリア

高松中央商店街（高松兵庫町商店街・高松片原町西部商店街・高松片原町東部商店街・高松ライオン通商店街・高松丸亀町商店街・高松南新町商店街・高松常磐町商店街・高松田町商店街）

補助対象者

事業を営んだことがない個人
創業後5年を経過していない個人事業主又は法人

補助対象経費

空き店舗の改装に係る費用の内装工事費、外装工事費、設備設置工事費

留意事項

- 令和5年度までの高松中央商店街新規出店補助金から制度内容が変更しております。必ず、要綱、手引及びQ&A等を御一読ください。
- 交付決定した金額の合計額が予算上限に達した場合、その時点で、受付を終了します。
- 本補助金は、交付決定前に、工事に着手（契約行為を含む。）した場合、補助対象外となりますので、御注意ください。
- 本補助金の申請は、当該年度において、1事業者につき、1回限りとします。

本補助金の詳細及び申請様式等はこちら



【問合せ先】
高松市産業振興課（平日午前9時から午後5時まで）
TEL：087-839-2411
Mail:shoukou@city.takamatsu.lg.jp